

# 岸和田市貝塚市清掃施設組合職員採用試験選考規程

平成 20 年 6 月 10 日

規程第 1 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、管理者が決した岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「本組合」という。）職員の採用について、法令その他別段の定めのあるもののほか、その試験及び選考に必要な事項を定めるものとする。

## (採用の方法)

第 2 条 職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、次の各号の一に該当する者は、競争試験以外の能力の実証に基づく選考の方法によることができる。

- (1) 特殊の技能を必要とする職員
- (2) 無給又は常時勤務を要しない職員
- (3) 6 箇月以内の期間を定めて雇用される者
- (4) その他第 6 条に定める職員採用試験選考委員会（以下「委員会」という。）において競争試験によることを適当でないと認める職員

## (試験の方法)

第 3 条 試験は、筆記試験及び口述試問とする。

## (試験の時期等)

第 4 条 採用試験は、必要に応じ行う。又、都合により試験の時期を臨時に変更し、中止することができる。

## (試験の周知)

第 5 条 前条に定める試験を行う場合は、構成市の広報、通知その他管理者が適当と認める方法をもって周知を図るものとする。

- 2 前項の周知には、その採用しようとする職種及び職務の内容、受験の資格要件、試験の時期及び場所その他必要な受験手続並びに注意事項を記載するものとする。

## (委員会の設置)

第 6 条 管理者は、この規程に定める試験又は選考に関する事項を所掌させるため、本組合に委員会を置く。

## (委員会の組織)

第 7 条 委員会は委員長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は、管理者市の人事担当副市長を、委員は、副管理者市の人事担当副市長、関係市の人事担当部長、本組合の事務局長、事務局次長、技術担当課長をもって充てる。ただし、人事

担当副市長が複数いる場合は、廃棄物処理担当副市長とする。

(職務)

第8条 委員長は、会務を総理する。

2 委員は、試験又は選考をつかさどる。

(書記)

第9条 委員会に書記若干名を置き、本組合職員の中から委員長が命ずる。

2 書記は上司の命を受け、事務に従事する。

(会議)

第10条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議決は出席した委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。

(試験成績)

第11条 受験者のうち、合格となった者の試験成績は如何なる場合にも発表しないものとする。

(合格者の通知)

第12条 試験に合格した者については、本人に通知するとともに、管理者が適当と認める方法で発表するものとする。

(採用候補者名簿)

第13条 委員会は、試験に合格した者につき、その者の成績順位に従い、採用候補者名簿を作成し、1年間保存するものとする。

2 職員の採用は、前項の採用候補者名簿に登載された者の中から、おおむね登載の順位によりなすものとする。

附 則

この規程は、平成20年6月10日から施行する。

附 則 (平成24年6月18日規程第1号)

この規程は、平成24年6月18日から施行する。

附 則 (令和2年6月1日告示第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年8月27日告示第9号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年4月21日告示第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年12月26日告示第11号)

この規程は、公布の日から施行する。